平成２２年（フ）第９４号
福岡県八女郡広川町大字一條955番地29
債務者　平塚　秀子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1467番地の21
債務者　大谷裕美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１６２号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地
債務者　中村　克也
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５２５号
宮崎市清武町木原412番地　ヴィエント木原Ａ棟307号、前住所宮崎市大字加江田5074番地１
債務者　長倉とも子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１号
北海道岩内郡岩内町字栄239番地の14
債務者　照井　夕子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１５１０号
京都市右京区梅津中倉町43番地１　らんざんＳＰＯＴ　Ａ202
債務者　岡原　弘二
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６２号
京都府宇治市木幡平尾28番地の883
債務者　山本　茉莉
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６４号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字鈴ノ庄42番地
債務者　永嶋　佐恵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４８号
京都市南区東九条南河辺町78番地２　セントフローレンスパレス十条611号
債務者　松井真知子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０９号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃73番地１
債務者　浜川小百合
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０５号
京都市東山区西之門町546―２　原田病院、住民票上の住所京都市中京区西ノ京大炊御門町２番地３　秀風寮２Ｆ
債務者　筧下　豊成
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２４号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町40番地29
債務者　松山眞知子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５８号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地34―105
債務者　井上　清美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６６号
京都市南区吉祥院高畑町28番地２　レジデンス高畑302号
債務者　岡村剛太郎
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６７号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字傍示木８番地19
債務者　武良　正幸
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８４号
京都市左京区岩倉幡枝町430番地９
債務者　藤本千雅子（旧姓金光）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２３号
京都市伏見区向島二ノ丸町141番地18　アドリーム伏見向島404号
債務者　中川　和美（債務発生時の姓西田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係